

令和8年4月7日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年4月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社kmモビリティサービス (法人番号: 2010801019178) 代表者 加藤 寛治
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都大田区大森南4-5-1 (東京支店大森営業所) 東京都大田区大森南4-5-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和8年1月30日及び令和8年2月10日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼記録の記載不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年4月7日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年4月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	キャピタルモータース株式会社 (法人番号: 1011301001908) 代表者 磯 博樹 磯 史洋
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都杉並区清水3-16-10 (井草営業所) 東京都杉並区井草5-10-6
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年1月14日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(2) 事業報告書報告義務違反(道路運送法(以下「運送法」)第94条第1項)、(3) 輸送実績報告書報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年4月14日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年4月14日
(2) 事業者の氏名又は名称	小田急バス株式会社（法人番号：1012401021275） 代表者 田島 寛之
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都調布市仙川町2-19-5 (武蔵境営業所) 東京都武蔵野市境南町5-1-18
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年1月22日及び令和8年2月13日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)